

第 13 回平川市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 5 年 3 月 10 日（金） 13 時 58 分～14 時 50 分

2 開催場所 平川市役所 4 階 大会議室 2

3 出席農業委員（17 名）

1 番委員	三 浦 勝 志	2 番委員	齋 藤 美也子	3 番委員	對 馬 忠 法
4 番委員	古 川 榮	5 番委員	工 藤 守	6 番委員	高 井 美奈子
7 番委員	今 井 文 雄	8 番委員	大 川 哲 彌	9 番委員	花 田 良 造
10 番委員	工 藤 正	11 番委員	丹 代 純 嗣	13 番委員	今 井 龍 美
14 番委員	柴 田 博 明	15 番委員	桑 田 久 毅	16 番委員	小山内 知 寛
18 番委員	山 口 知 治	19 番委員	長 尾 浩		

4 欠席農業委員（2 名）

12 番委員	葛 西 雅 博	17 番委員	三 浦 良 孝		
--------	---------	--------	---------	--	--

5 出席農地利用最適化推進委員【調査員】（8 名）

平賀-1	赤 平 和 総	平賀-2	阿 部 功	平賀-3	七 戸 茂 春
平賀-4	齊 藤 嗣 郎	平賀-5	谷 川 一 雄	尾上-1	小 野 良
尾上-2	葛 西 均	碓ヶ関	平 山 純 一		

6 欠席農地利用最適化推進委員（0 名）

--	--	--	--	--	--

7 出席事務局職員（4 名）

事務局長	小笠原 健	事務局長補佐	佐 藤 満 徳	碓ヶ関支局長補佐	福 士 鉄 也
主査	谷 川 智 也				

8 議事日程等

第 1 議事録署名者の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案審議

議案第 50 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について

議案第 51 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 52 号 平川市農地移動適正化あっせん基準及び同基準細則の一部改正について

議案第 53 号 平川市農地利用最適化推進活動に関する規定の改正案について

- 議案第 54 号 令和 5 年度最適化活動の目標の設定等（案）について
- 議案第 55 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定に基づく別段面積の廃止について
- 議案第 56 号 平川市空家に付随した農地の別段面積取扱基準の廃止について
- 報告第 37 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について
- 報告第 38 号 使用貸借合意解約書の受理について

9 会議の概要

・あいさつ (省 略)

・農業委員会憲章
唱和 (委員全員) (省 略)

[開会 14 時 03 分]

議長
(今井 龍美)

これより、第 13 回総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は、19 名中 17 名です。
定足数に達しておりますので会議は成立いたします。
日程第 1 議事録署名者の指名について、議長より指名することにご
異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議ないものと認め、議長より指名いたします。
7 番今井委員、8 番大川委員にお願いいたします。

議長

次に、会期についてお諮りいたします。
会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。
議案説明のため、小笠原事務局長、佐藤事務局長補佐、福士碓ヶ関
支局長補佐、谷川主査の出席を求めました。書記には、福士碓ヶ関支
局長補佐を採用いたします。
それでは議案審議に入ります。本日の議案は、お手元に配付してあ
る議案第 50 号から議案第 56 号までの 7 件、ほかに報告が 2 件でござ
います。

今回も新型コロナウイルス感染症対策として、現地調査の報告なら
びに補足説明を省略し、担当した委員の方から特に問題点等がなけれ

ば、そのまま採決をとりたいと思います。

はじめに議案第 50 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

1 ページをご覧ください。

議案第 50 号農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について、農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 1 農地法第 3 条調査書及び別添 2 売買価格一覧と合わせて、2 ページをご覧ください。

所有権移転については、全て経営拡大によるものです。件数は 6 件、面積 13,630 平方メートル、田 3 筆 7,069 平方メートル、畑 8 筆 6,561 平方メートルとなっています。

次に、賃貸借権設定については、79 番から 86 番までは経営拡大、87 番から 91 番までは基盤法から 3 条に切り替えによる再設定です。件数は 13 件、面積 50,728 平方メートル、田 17 筆 43,655 平方メートル、畑 8 筆 7,073 平方メートルとなっています。

今回、申請のあった案件については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

議長

事務局の説明が終わりました。

そのほか現地調査を担当した委員の方で、疑問点等がありましたらお願いします。

担当委員

ありません。

議長

それでは議案第 50 号について、質疑、ご意見を求めます。
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第 51 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

9 ページをご覧ください。

議案第 51 号農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため審議を求めるものです。

10 ページをご覧ください。所有権移転については、整理番号 92 番から 99 番は譲受人の経営拡大によるもの、100 番及び 101 番は耕作便利による売買です。今回の件数は 10 件、面積 39,042 平方メートルで、田 19 筆 20,105 平方メートル、畑 14 筆 18,937 平方メートルです。なお、売買価格については別添 3 のとおりです。

次に、13 ページ利用権設定について、21 番は借受人の経営拡大、22 番は借受人の新規就農、23 番から 26 番は再設定、27 番から 33 番は農地中間管理事業による一括方式の利用権設定で、27 番から 30 番は借受人の経営拡大、31 番から 33 番は再設定です。件数は 13 件、面積 74,327 平方メートルで、田 19 筆 55,687 平方メートル、畑 10 筆 18,640 平方メートルです。

今回、申請のあった案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしております。

議長

事務局の説明が終わりました。

農用地利用調整会議に出席されました 8 番大川委員、9 番花田委員、疑問点等がありましたら、お願いします。

担当委員

ありません。

議長

それでは、所有権移転の 95 番、96 番及び 99 番並びに利用権設定の 29 番及び 33 番を除いて、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、95 番は平賀 1 番齊藤推進委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に準じ、齊藤推進委員に退席を求めます。

(齊藤推進委員、退席)

議長

それでは 95 番について、質疑、ご意見を求めます。
何かございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、95 番を原案のとおり決定することに、ご意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
齊藤推進委員の入室を許可します。

(齊藤推進委員、着席)

議長

次に、96 番、99 番は 3 番對馬委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に準じ、對馬委員に退席を求めます。

(對馬委員、退席)

議長

それでは 96 番、99 番について、質疑、ご意見を求めます。
何かございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、96 番、99 番を原案のとおり決定することに、ご意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
對馬委員の入室を許可します。

(對馬委員、着席)

議長

次に、29 番、33 番は 16 番小山内委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に準じ、小山内委員に退席を求め

ます。

(小山内委員、退席)

議長

それでは 29 番、33 番について、質疑、ご意見を求めます。
何かございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、29 番、33 番を原案のとおり決定することに、ご意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
小山内委員の入室を許可します。

(小山内委員、着席)

議長

次に議案第 52 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤事務局長補佐

19 ページをご覧ください。

議案第 52 号平川市農地移動適正化あっせん基準及び同基準細則の一部改正について、農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部改正等により、別紙のとおり平川市農地移動適正化あっせん基準及び同基準細則の一部を改正することについて承認を求めるものです。

あっせん基準等の一部改正については、去る令和 4 年 3 月 22 日の人事総会並びに 5 月 13 日の第 3 回総会において審議していただき承認されておりますが、その後の県との協議において、事務手続きと基準の一部に不備があったこと、更に基準面積の変更が必要となったことから、本日改めて審議し、承認を求めることとなりました。

20 ページをご覧ください。

この資料は、改正前の部分を見え消し線で、改正後の部分を赤字でそれぞれ表記したものです。ちなみに、新旧対照表は 50 ページからとなっております。後ほどお目を通していただければと思います。

まず、事務手続きに係る不備についてご説明いたします。

このあっせん基準等の改正を行う場合は、農業委員会の総会に諮る前に県と事前に協議をし、その後、平川市内の農協、土地改良区及び学識経験者等の関係機関に、このあっせん基準に関する意見照会を行

った上で総会に諮ることとしておりましたが、今回、この意見照会を実施しておりませんでした。

そこで、去る1月25日付けで関係機関に対して意見照会を行い、2月10日までに、すべての方から特に意見なしとの返答がございました。

次に、前回までの資料と変更になった箇所をご説明いたします。

27ページをご覧ください。

この表の右の1段目にある基準面積については、前回の説明では154アールから170アールへ変更するとしておりましたが、県と協議した結果、農林業センサス2022の結果を踏まえた平川市の平均耕作面積154.8アールに対して1.1倍した面積を基準面積にする必要はないとの結論に達したため、この154.8アールの小数点以下を四捨五入した155アールに変更します。

次に、31ページ以降に掲載されている様式関係については、従前からの基準細則において、県から、表記の仕方や改正方法に誤りがあるとの指摘を受けましたので、全体を見直し、改正が必要なものすべてを表記しております。以上が、今回の一部改正の内容となります。

今回は、あっせん基準の詳細についての説明を省略いたしますが、今後、あっせん基準等の改正を行う場合は、決められた事務手続きにより、かつ速やかに対応してまいりますので、何卒よろしく願います。

私からは以上です。

議長

それでは、議案第52号について、質疑、ご意見を求めます。
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり承認いたします。
次に議案第53号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤事務局長補佐

66ページをご覧ください。

議案第53号平川市農地利用最適化推進活動に関する規程の改正案について、農地利用最適化交付金事業実施要綱において、最適化交付金

の算定方法が改正されたことにより、別紙のとおり平川市農地利用最適化推進活動に関する規程の一部を改正することについて承認を求めます。

農地利用最適化交付金事業については、令和4年度に大幅な見直しが行われました。この内容については、去る令和4年6月3日の農地利用最適化推進会議及び6月10日の第4回総会においてもご説明したとおりですが、この交付金の取扱いについてもようやく纏まりましたので、本日の総会で承認を求めるとなりました。

67ページをご覧ください。

この資料は、改正前の部分を見え消し線で、改正後の部分を赤字でそれぞれ表記したものです。ちなみに、新旧対照表は76ページからとなっており、後ほどお目を通していただければと思います。

今回の改正点は2つあり、1つ目は、皆さまから提出していただいている活動報告書を活動記録簿と改め、72ページのとおり様式を統一することです。

今年度については、2種類の様式のどちらでもいいので提出してくださいとお願いしてまいりましたが、新年度からはこの新しい様式で提出していただくこととなりますので、よろしくお願ひします。

なお、3月分までの報告書は古い様式で提出いただいても大丈夫です。また、新年度用の用紙については、4月の総会時にお渡しします。

次に、改正点の2つ目は、委員報酬のうち年度末にお支払いしている能率給の計算方法を一新させることです。

84ページからの資料は、能率給の財源である最適化交付金の取扱いについて、その変更内容を図で表したものです。

85ページをご覧ください。

この図は、昨年度までの交付金の取扱いを表したものになります。

国から県を通じて配分された最適化交付金は、昨年度までは全額を報酬に充てており、最適化活動の日数等に応じて日額5,000円支払う活動実績分と、総会や研修会等の出席状況に応じて勘案した成果実績分の合計額で皆さまにお支払いしておりました。なお、昨年度の交付金は4,809,100円でした。

86ページをご覧ください。

この図は、今年度からの交付金の取扱いを表したものになります。

今年度からは、国から県を通じて配分された最適化交付金の一部を、農業委員会の事務経費とすることができるようになり、その経費を差し引いた分を報酬に充てることとなります。今年度については、国から導入を勧められたタブレット端末に係る通信料等で49千円ほど予算化しており、この分が事務経費として認められる部分になりますので、それを差し引いた交付金が報酬の財源となります。なお、今年度の交

付金額は5,857千円で、経費を差し引いた報酬の財源は5,808千円となります。昨年度よりも約100万円増額した形になります。

87ページをご覧ください。

この図は、今回からの報酬の計算方法を表したものになります。

今年度からは、報酬に充てる財源を3種類に分けて、委員それぞれに応じた計算した額の合計を皆さまにお支払いする方法とします。

1つ目は、財源の3割を用いて、今年度から最適化交付金の配分額計算の根拠となった最適化活動を行う日数の目標の達成状況に応じた評価点に応じて算定するものです。

評価点というのは、国が定める月10日の活動日数目標に応じた点数と、年間を通して月10日以上活動をしているかで評価される点数の合計点であり、最高で8点、最低で0点となります。ちなみに、当委員会では最高点が7点、最低点で1点となっております。この点数の合計を分母にして、委員それぞれの評価点で按分する方法です。

次に2つ目は、財源の3割を用いて、委員会からの通知に基づく出席率、つまり総会や研修会等の出席状況に応じて算定するものです。これは昨年度までの成果実績分を引き継いだものですが、今年度に限り、4月から9月までの6ヶ月間における出席率で計算します。この出席率の合計を分母として、委員それぞれの出席率で按分する方法です。

最後に3つ目は、財源の4割を用いて、各委員の該当年度における在籍日数に応じて算定するものです。これは、任期中に委員が辞任したり就任した場合を想定しており、そのような動きが無ければ、単純に委員人数で頭割りする方法です。

以上が、今回の改正点となります。

本日、この改正案についてご承認いただければ、先ほど説明した方法により能率給分の報酬を3月31日にお支払いする予定としておりますので、よろしく申し上げます。

議長

それでは、議案第53号について、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

小野推進委員

尾上1 小野推進委員

85 ページの成果実績分に、総会や各種会議、研修会とかありますが、これは農業委員会の会議のことですか。

佐藤事務局長補佐

小野委員のおっしゃるとおりです。基本的には農業委員会事務局から通知した会議、モデル園地の作業、ひらかわフェスタなどに出席した場合です。

(「なし」の声あり)

議長

ほかに何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり承認いたします。
次に議案第 54 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤事務局長補佐

88 ページをご覧ください。

まず、訂正があります。本文中、農林水産省へ報告を求められたのとありますが、これは 3 月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定する必要があるための誤りですので、訂正の上お詫び申し上げます。

議案第 54 号令和 5 年度最適化活動の目標の設定等（案）について、令和 4 年 2 月 2 日付 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知、農業委員会による最適化活動の推進等についてにより、3 月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定する必要があるため、審議を求めるものです。

令和 4 年度に大幅な見直しが行われた農地利用最適化活動の推進について、経営局長通知の中では、毎年度、3 月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定し、4 月末までに県農業会議の確認を受けた上で公表するとともに、県知事に報告することとしております。

今回審議していただく内容は、令和 4 年度の最適化活動の目標設定を基に一部修正を加えたものとしておりますので、総会資料とは別に配布しております、別添 4 をご覧いただきながら、簡単にご説明申し上げます。

この資料は、今年度の目標設定から修正した部分を赤字で表記しております。なお、今年度の目標設定は、去る令和 4 年 6 月 10 日の第 4 回総会で承認していただいた内容を基に、県農業会議及び県担当部局に確認していただいた上で市のホームページ等で公表したものですので、当時の総会資料とは一部数値が異なっておりますことをご了承ください。

1 ページ目の I 農業委員会の状況については、今年度の目標設定と同じ数値であります。

次に、2 ページをご覧ください。

Ⅱ最適化活動の目標について、まず1最適化活動の成果目標の(1)農地の集積の②目標の中の今年度末の集積率ですが、令和5年度末での目標値を57.0%といたします。これは、今年度の目標設定時にもご説明しましたが、令和3年度末での集積面積は2,827ha、集積率は55.0%であることを踏まえ、目標達成が可能なものを設定するため、毎年度、目標集積率を1.0%プラスしていくこととしております。令和4年度で目標を56.0%としておりましたので、令和5年度は57.0%といたします。ここから逆算して、新規の集積面積を103ha、令和5年度末の集積面積を2,930haとします。ちなみに、新規集積面積の103haは、令和3年度末の面積からの差引になりますので、2年度分で103haの集積目標ということになります。

次に(2)遊休農地の解消の①現状及び課題の遊休農地の面積ですが、今年度実施した農地パトロールの結果から7.3ha増の13.7haとなりました。これは、後に原野や山林として非農地に認定した農地を除いたものでありますので、確実に遊休農地は増加していることを改めて認識していただきたいと思えます。

②目標のア.については数値に変更はありませんが、新年度からイ.新規発生遊休農地の解消の目標設定が必要になり、今年度実施した農地パトロールの結果から新たに発生した遊休農地9.4haが解消目標面積となります。今後、遊休農地の解消については、新規に発生した遊休農地を優先して解消することを目標としておりますので、ご理解願います。

次に、3 ページをご覧ください。

(3)新規参入の促進の①現状及び課題は数値に変更はありません。②目標については、今年度が平成28年度からの3年間を基準として目標を設定しておりますが、令和5年度は、1年後の平成29年度からの3年間を基準として目標を設定しておりましたが、先般、県農業会議より直近3年間で面積の目標を設定してくださいとの通知がありました。よって、令和元年度から令和3年度までの3か年の面積平均値に変更いたします。

2最適化活動の活動目標以下は、今年度の目標設定とほぼ同じですので説明は省略します。

なお、最適化活動を行う日数目標については、令和5年度も月10日となります。先ほど承認いただいた平川市農地利用最適化推進活動に関する規程の改正に伴い、活動記録簿の作成が更に重要となりますので、4月からは、率先して農業委員・推進委員として活動していただき、どんな小さな出来事でもいいので忘れないうちに記入していただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

あと、もうひとつ修正があります。2最適化活動の活動目標の(3)新規参入相談会への参加目標の相談会の内容で、ひらかわフェスタ2023(仮称)とありますが、新年度にあおもり10市大祭典が平川市で開催されることから、例年のひらかわフェスタとは異なるイベントを9月下旬に行う予定としており、その中で相談コーナーを設置する予定で修正いたします。

以上が令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)となります。

なお、市のホームページで公表するまでの間に、数字や字句などの詳細を精査する必要がありますので、今後、発生する数字や字句の修正などについては、事務局に一任願います。

以上で説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第54号について、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、議案第54号を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

次に議案第55号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

89ページをご覧ください。

議案第55号農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別断面積の廃止について、農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、改正法の施行日以降、下限面積の要件は適用されないため、平成21年12月17日付平川市農業委員会告示第38号を改正法の施行日でもって廃止するため、審議を求めるものです。

90ページをご覧ください。

平成21年12月から設定していた下限面積以下の面積設定、つまり碓ヶ関地域の30aの設定を令和5年4月1日でもって、廃止するものです。

今後、4月からは新たな法改正等がない限り、全国一律にいわゆる5反歩要件がなくなるため、面積でもって許可されないということはありません。

議長

事務局の説明が終わりました。
それでは、議案第 55 号について、質疑、ご意見を求めます。
何か、ございませんか。
山口委員

18 番山口委員

面積の要件がなくなるということは、いくらでも借りられるということですか。

谷川主査

そうです。これまでは 5 反歩要件を満たしていないと農地の貸借、売買はできませんが、この要件が廃止されるので、4 月からはほかの農家等に支障がなければ許可されます。

18 番山口委員

何を作付けしても良いということか。改植して花をつけたいが、管理さえしていれば借りられるのか。

谷川主査

そのとおりです。借りたい若しくは買いたい農地を申請する際に、今後の管理と農作業への従事についての確認と、特別な理由なくして第三者へ貸付、若しくは周辺への地域における総合的に農地利用に支障を生じないかなどを判断することとなるので、面積だけでは許可しないということではない。

議長

ほかにごございませんか。
小野推進委員

尾上 1 小野推進委員

今の説明のとおりだとすると、例えば市街化区域の宅地にくっついている農地の面積の縛りもなくなるということか。

谷川主査

そうです。いまおっしゃったとおり自分の宅地の裏に畑があるという場合でも、そこを売買若しくは借りることが可能になります。

議長

ほかにごございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、議案第 55 号を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
次に議案第 56 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

91 ページをご覧ください。

議案第 56 号平川市空家に付随した農地の別段面積取扱基準の廃止について、農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、改正法の施行日以降、下限面積の要件は適用されないため、令和元年 5 月 15 日付平川市農業委員会告示 16 号を改正法の施行日でもって廃止するため、審議を求めるものです。

92 ページをご覧ください。

空き家に付随した農地に限り、空き家を解消することに水を差さないように下限面積を満たさない者でも取得できるようにしていたこの基準についても、そもそもの下限面積が廃止されることから、これに伴い廃止するものであります。

議長

事務局の説明が終わりました。
それでは、議案第 56 号について、質疑、ご意見を求めます。
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、議案第 56 号を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
次に、報告 2 件を一括して、事務局に説明を求めます。

谷川主査

93 ページをご覧ください。

報告第 37 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

別添 5 関連案件一覧と合わせて、94 ページをご覧ください。

今回の届出事由は、51 番は他者に貸付するため、52 番から 56 番は自己管理するため、57 番は借受人に売買するため、58 番は他者に売買するため、59 番は他者に貸付するため、それぞれ解約するものです。

件数は 9 件、面積 46,125 平方メートルで、田 17 筆 36,165 平方メー

トル、畑 7 筆 9,960 平方メートルです。

続いて 97 ページをご覧ください。

報告第 38 号使用貸借合意解約書の受理について、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告するものです。

98 ページをご覧ください。

届出事由は、他者に売買するため、解約するものです。

件数は 1 件、面積 11,229 平方メートルで、地目は全て畑です。

議長

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いいたします。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。

よって、第 13 回総会を閉会いたします。

[閉会 14 時 50 分]